

緊急事態に関する国会審議を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症は、長期にわたって全国各地で拡大し、大きな被害をもたらしてきた。この間、全国の9割を超える中小企業の経営に深刻な影響が発生し、日本経済に大きな打撃を与えている。さらに医療従事者や病床の不足が解決できず、医療崩壊の危機を招くという想定されなかった事態が発生した。

また、今後30年以内に高い確率で首都直下地震や本県にも甚大な被害が想定される南海トラフ地震の発生が予想されている。東日本大震災や近年頻発している大規模災害では、道路などを塞ぐ災害廃棄物の撤去が進まず、支援物資の輸送に遅れが発生し、被災した地方自治体の行政機能の停止も問題となった。

我が国では、大地震や感染症その他の異常かつ大規模な災害に対し、災害対策基本法や新型インフルエンザ等対策特別措置法などによって対処してきたが、我が国の憲法にはこのような緊急事態に対応するための規定がないことから、多くの課題を残してきた。

感染症は全国的に多大な影響を及ぼし、大地震などの自然災害はどこの自治体であっても被災地になりえる。したがって、感染症や自然災害に強い社会をつくることは、全国民的な喫緊の課題である。

緊急時において国民の命と生活を守ることは、国家の重要な責務の一つである。国民は、緊急時に国民の命と生活を守るための施策と法整備さらには根拠規定たる憲法について国会が建設的な議論に取り組むことを期待している。

よって、国におかれては、緊急時における法令等の整備、さらに憲法改正の際には憲法への緊急事態条項の新設等について、国会において建設的かつ広範な議論を促進するとともに、国民的議論を喚起するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月21日

様

和歌山県議会議長 尾崎 要二
(提出者)
藤山 将材
長坂 隆司
多田 純一

(意見書提出先)
衆議院議長

参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
防衛大臣
内閣官房長官
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣（防災）
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）